

原子力被災者等の健康不安対策調整会議の開催について

〔平成24年4月20日
関係省庁等申合せ〕

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、原子力被災者をはじめ、国民全般が抱える健康不安への対策を確実に計画的に講じていくことを目的として、関係省庁の取組の調整等を行うべく、原子力被災者等の健康不安対策調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。
2. 調整会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは構成員を追加することができる。

議長

細野環境大臣

副議長

横光環境副大臣

奥村文部科学副大臣

辻厚生労働副大臣

柳澤経済産業副大臣（兼 原子力被災者生活支援チーム事務局長）

構成員

内閣審議官

内閣府 原子力災害対策本部

原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐

内閣府 食品安全委員会 事務局長

内閣府 消費者庁審議官

復興庁 統括官

外務省 軍縮不拡散・科学部 特別補佐官

文部科学省 総括審議官

厚生労働省 技術総括審議官、食品安全部長

農林水産省 農林水産技術会議事務局長

経済産業省 地域経済産業審議官

環境省 総合環境政策局長

独立行政法人 放射線医学総合研究所理事

事務局長

環境省 総合環境政策局環境保健部長

3. 調整会議に幹事会を置く。幹事会は、調整会議の構成員が推薦する各行政機関等の職員をもって構成する。
4. 調整会議の庶務は、環境省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、調整会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。